

菰野町入札監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町附属機関設置条例（平成29年条例第22号）第3条の規定に基づき、菰野町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本町が発注した工事に關し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 本町が発注した工事に關し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等についての審議を行い、必要な場合には意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 一般競争入札に係る入札参加の無資格理由及び指名競争入札に係る非指名理由等の再苦情について審議し、審議結果を報告すること。

(委員会の構成等)

第3条 委員会の定数は3人以内とする。

- 2 委員は、見識を有し、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集する。

- 2 委員長は会議を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。
- 4 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（定例会議という。）は、原則として、6か月に1回開催する。

- 5 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員会の会議は、非公開とする。

（意見の具申又は勧告）

第6条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めるときは、町長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（再苦情処理）

第7条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあつた場合は、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を町長に報告しなければならない。
- 3 前項の報告は、第1項の審議を開始した日からおおむね50日以内に行わなければならない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員の除斥）

第9条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（委員会の庶務）

第10条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。